

# くらしの 交差点

市役所 22-8111  
 水道局 26-1031  
 スポーツセンター 22-5674  
 倉吉博物館 22-4409  
 勤労青少年ホーム 23-4896  
 倉吉交流プラザ 47-1184

10月3日(日)はごみゼロ全市一斉清掃  
 10月3日(日)は、ごみゼロ全市一斉清掃の日です。ごみのないきれいな倉吉のまちにするため、皆さまのご協力をお願いします。  
 とき：10月3日(日)午前8時～9時 清掃場所：市内の道路、公園など  
 問い合わせ先：環境課生活環境係 (☎22-8168)

## 手続きはお済みですか？ 児童手当が小学校三年生まで拡大

児童手当法が改正され、支給対象が小学校入学前から小学校三年生修了前の児童に拡大されました。小学校二年生、三年生の保護者でまだ手続きをしていない人は、手続きにおいでください。(なお、一年生の保護者で現況届が未提出の人は至急手続きにおいでください。)  
 平成十六年九月三十日まで  
 に手続きをした人に限り、特例的に平成十六年四月一日(又は支給要件に該当した日)にさかのぼって支給いたします。平成十六年十月以降に手続きをした人は、手続きをした翌月からの支給となります。所得制限により支給できない場合があります。

公務員は各勤務先にお問い合わせ

合わせください。  
 問い合わせ先：福祉課児童係 (☎22 8118)

## 市営住宅入居者を募集

募集期間：九月十五日(水)～二十四日(金)  
 募集住宅：みどり町住宅Ⅱ  
 三階建のうち二階一戸/2DK、家賃月額二万二千二百円～三万五千円 長坂新町住宅Ⅱ二階建一戸/3DK、家賃月額一万六千二百円～二万六千九百円

みどり町住宅については寡婦・寡夫世帯優先  
 長坂新町住宅の風呂は個人設置となります。  
 入居基準の所得

一 各種控除後の世帯の所得が、月額二十万円以下  
 二 高齢者等の世帯にあつては、月額二十六万八千円以下  
 入居申込・問い合わせ先：建築課 (☎22 8175)

## 特定公共賃貸住宅 入居者を募集

募集期間：九月十五日(水)～二十四日(金)  
 募集住宅：鴨川町住宅Ⅲ  
 階段のうち一階一戸・二階

二戸・三階一戸/2DK、家賃月額五万三千三百円～六万九千三百円 同住宅三階建のうち一階一戸・三階一戸/3DK、家賃月額五万九千九百円～七万七千九百円  
 うち二戸については、高齢者世帯対応型住宅  
 入居基準の所得

各種控除後の世帯の所得が、月額二十万円以上六十万円以下(ただし、二十万円以下であつても年齢が五十歳未満、所得が十五万円以上で所得の上昇が見込まれる人)  
 入居申込・問い合わせ先：建築課 (☎22 8175)

You are invited to apply for city rental housing.  
 Applications are available on Sep.15(Wed) 24(Fri)  
 Please apply to the Architecture Division,  
 or call for details at.  
 (Tel:22-8175)

## 勝負谷自治公民館が 有線放送施設を整備

このたび勝負谷自治公民館が、自治宝くじの普及広報事業として、財団法人自治統合

センターが行う平成十六年度を利用し、明るい地域づくり  
 コミュニティ助成事業によるため、今後もコミュニティ活動を進められます。  
 勝負谷集落では、この施設  
 問い合わせ先：総務課 (☎22 8162)

## 九月二十一日から九月三十日までの十日間 秋の全国交通安全運動

(スローガン)

わたしから 車へサイン 反射材

(運動の重点)

重点一…高齢者の交通事故防止  
 重点二…夕暮れ時と夜間の交通事故防止対策の推進  
 重点三…シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

九月二十一日から全国一斉に秋の全国交通安全運動が実施されます。交通事故のない安全な倉吉市を目指して、市民一人ひとりが交通ルール・マナーを守りましょう。  
 運転者の皆さん、秋の行楽シーズンに入り交通量の増加も予想されますが、交通事故防止のため、ゆとりを持った運転を心がけましょう。  
 特に、高齢運転者標識(もみじマーク)を付けた車両や高齢者歩行者を見かけたら、スピードを落とすなど思いやり運転を心がけましょう。  
 止するため、車両の前照灯を点灯しましょう。  
 歩行者の皆さん、夜間外出するときは、明るい服装で靴や持ち物に反射材を付けて、運転者から見えやすいようにしましょう。  
 車に乗るときは、必ずシートベルトを着用しましょう。  
 運転者はもちろん、後部座席を含めた同乗者全員に着用を促しましょう。チャイルドシートは正しく取り付けられていますか？まず正しく取り付けられているかを点検し、家族みんなでチャイルドシートの着用を習慣づけましょう。  
 問い合わせ先：総務課 (☎22 8162)

薄暮の時間帯(今の時期ですと午後六時頃)には、歩行者及び自転車からの発見遅れを防

鳥取中部ふるさと広域連合職員採用試験 受験案内  
 採用予定：消防職員 3人 受験申込期限：10月5日（火）午後5時  
 詳細は、お問い合わせください。  
 問い合わせ先：鳥取中部ふるさと広域連合総務課（☎22-5411）又は市職員課（☎22-8164）

第五十一回 倉吉市  
 戦没者慰霊祭にご参列を

第五十一回倉吉市戦没者慰霊祭を開催します。多数のご遺族、一般市民の皆さんのご参列をお願いします。

とき：九月二十八日（火）

午後一時三十分～

ところ：倉吉未来中心小ホール

問い合わせ先：福祉課  
 (☎22 8118)

十月一日は「法の日」

裁判所、法務省及び弁護士会では、十月一日からの一週間を「法の日」週間とし、下記のとおり様々な行事を行っています。お気軽にご利用ください。

鳥取県弁護士会による無料法律相談  
 とき：十月五日（火）午前十時～午後三時

ところ：鳥取地方・家庭裁判所倉吉支部

定員：八人程度（当日受付順）

問い合わせ先：鳥取県弁護士会（☎0857 223

912）ただし、開催日当日は裁判所へお問い合わせください。鳥取地方裁判所倉吉支部（☎22 2911）

鳥取地方法務局による法務行政相談  
 とき：十月五日（火）午前十時～午後三時

ところ：倉吉ショッピングセンター「パープルタウン」二階B教室

問い合わせ先：鳥取地方

食彩館に「うどん屋 ひろ」と「お食事処 めし屋」がオープン

食彩館に新しく2店舗が仲間入りしました。

8月13日「うどん屋 ひろ」がオープンしました。味自慢のうどん、そば、おにぎりの専門店です。そして、9月14日には「お食事処 めし屋」がオープン。店主こだわりの釜めしの他、日替わり定食、丼物など、多彩なメニューで皆様のご来店をお待ちしております。

倉吉パークスクエアへお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。

うどん屋 営業時間：午前11時～午後8時

定休日：毎週月曜日

めし屋 営業時間 昼間 午前11時～午後3時

夜間 午後5時30分～10時30分

定休日：毎週月曜日の夜間だけ

問い合わせ先：商工観光課（☎22-8158）

務局（☎0857 222 291）  
 鳥取地方・家庭裁判所による講師の派遣

「法の日」週間に限らず、学校・その他の諸団体の要望により、裁判官及び職員を講師として派遣します。

問い合わせ先：鳥取地方・家庭裁判所総務課（☎0857 222 2171）

鳥取県立消費生活センターから「かたり商法」にご用心

公的機関と違っていたら事業者だった!?

《相談事例》

下水道の調査だと自宅に訪問者がきた。よく覚えていないが、公的機関のような名称だったので、つきり役場関係の人だと思い、下水道を見てもらうと、「今すぐ修理が必要だったので、修理をしたからこの場で払ってください。」と言われた。さらに浄水器まで契約させられた。

《対処方法》

訪問販売で契約した場合、契約してから八日以内であれば工事が始まっていたとしてもクーリング・オフで契約の解除ができます。（工事済み

の部分について業者に現状回復を求めることもできません。）また、クーリング・オフ期間が経過した場合でも、勧誘手段が詐欺的であったり、脅迫的であったりした場合は、民法や消費者契約法を活用することで解約できるときもあります。

また、この事例のように公的機関や有名企業の職員、またはその関係者であるかのように思わせて契約させる商法をかたり商法といえます。保

安上の理由からも、訪問者が「誰で」「どんな要件で」来て

いるのかをよく確かめてから対応しましょう。

クーリング・オフのできる「契約形態、商品・役務」などは特定商取引法で指定されています。詳細については、事前に消費生活センターへお問い合わせください。

中部消費生活相談室

住所：倉吉市駄経寺町二二番地五（倉吉未来中心二階）

電話：22 3000  
 相談受付時間：午前八時三十分～午後五時（土・日・祝日休み）

\* 第三月曜日は電話相談のみ

～防ごう犯罪・つくろう安心なまち～

2 倉吉警察署

《自転車の盗難に注意！》

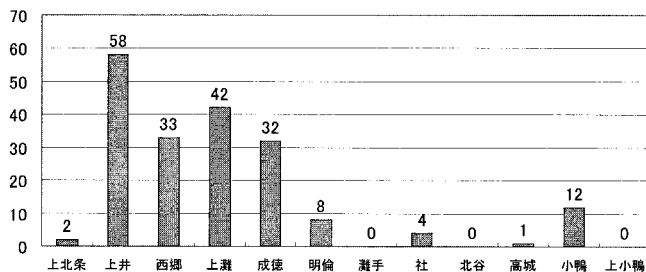
本年8月末現在の自転車盗の発生状況です。

倉吉市内での発生 192件

前年同期に比べて 103件増加

倉吉署管内の85%が倉吉市内で発生しています

市内各地区公民館別の発生状況です



「ワイヤー錠」と「二重ロック」による盗難防止を！  
 一層のご協力をお願いします。

問い合わせ先：倉吉警察署 ☎26-7110

職業生活設計セミナー「最近の労働情勢・雇用保険制度について」

とき：9月28日（火）午後1時30分～3時 ところ：倉吉シティホテル 講師：ハローワーク倉吉 所長 山本良征さん、業務係長 古島ひろみさん 対象者：おおむね45歳以上の中高年齢者、事業所の人事・労務担当者 定員：20人（要申込） 参加費：無料 申込・問い合わせ先：（社）鳥取県雇用促進協会鳥取高齢期雇用就業支援センター（☎0857-36-0039）

飼い主は責任を持って  
犬・猫の飼育を

ペットに関するトラブルや苦情が増えています。

飼い主は、ペットが人に危害を加えたり、近隣に迷惑をかけるように十分な気配りをして、責任を持って飼育しましょう。

犬の放し飼いはやめましょう。

犬を制御できる人が綱を引き、首輪が抜けないように点検しましょう。

犬を散歩させるときは、必ずふんの後始末をしましょう。

飼い犬の種類、健康状態等にに応じて適正に運動させましょう。

鳴声、排泄のしつけはきちんとしましょう。

猫は飼い主の名前を書いた首輪をつけるなど、自分の飼い猫であることを明らかにしましょう。



市道敷地として  
一三二㎡＝上神：伊藤一枝さん

猫は放し飼いが多く、気が付かないところで他人に迷惑をかけることがあるので、専用トイレ等のしつけをしましょう。

犬の登録と狂犬病予防注射をお忘れなく

犬の登録は、生涯一回  
生後九十一日以上の犬を

飼い始めたなら、登録しなければなりません。

飼い主や、飼い主の住所が変わったときは届け出が必要ですよ。

狂犬病予防注射は毎年一回  
生後九十一日以上の犬は

毎年一回の予防注射を受けさせなければなりません。

個別注射は動物病院で行います。（予防注射後、市役所で注射済票の交付などの手続きが必要ですよ。）

市内で犬を飼っている人で、犬の登録と予防注射がまだお済でない人は、必ず実施してください。

問い合わせ先：環境課  
☎22 8168

「くらしとおかね」  
講習会にご参加を

金融広報中央委員会では、生活設計の必要性、重要性を

広く県民に認識してもらった  
め講習会を開催します。

講演は演題「遺産・相続、  
高齢者の権利財産」と「年金  
について」です。

多くの皆さんのご参加をお  
待ちしています。

とき：十月六日（水）  
午後一時～三時五十分

ところ：鳥取県立県民文化会  
館第五会議室（JR鳥取駅か  
ら徒歩十五分）

問い合わせ先：鳥取県金融  
広報委員会事務局（☎085  
7 26 7160/☎08  
57 38 2547）

原爆被爆者二世の  
健康診断を実施

対象者：原爆被爆者二世で受  
診を希望する人  
実施期間：十月一日（金）～  
平成十七年三月四日（金）

実施場所：鳥取県立中央病  
院、鳥取県立厚生病院、国立  
病院機構米子医療センター、  
日野病院

申込先：県内各保健所、保健  
所支所

受診料：無料（交通手当て支  
給されません）

問い合わせ先：中部福祉保  
険局健康支援課予防係  
☎23 3142

二十歳になったら国民年金加入の届を

国民年金は、日本国内に住  
んでいる二十歳から六十歳ま  
での全ての方が加入する制度  
です。

国民年金は老後の支えとな  
る老齢基礎年金だけでなく、  
万が一病気やケガで障害が残  
ったときの障害基礎年金、一  
家の働き手が亡くなったとき  
の遺族基礎年金を支給するこ  
とにより、誰もが安定した生  
活を送れるように社会全体で  
支え合う制度です。

保険料の納め方によって、  
三種類に分けられています。

第一号被保険者  
農業・自営業者・学生等  
〔加入の手続き〕

住所地の市町村国民年金担  
当窓口で、自分で行います。  
〔保険料〕  
月額一万三千三百円（平成  
十六年度）を納付書などに  
よ、自分で納めます。

第二号被保険者  
会社員・公務員など厚生年  
金・共済年金に加入している  
人  
〔加入の手続き〕  
勤務先が手続きします。  
〔保険料〕  
給料等に応じた保険料を給  
料から天引きされます。

第三号被保険者  
第二号被保険者に扶養され  
ている配偶者  
〔加入の手続き〕  
健康保険の扶養の手続きと  
同時に第二号被保険者の勤務  
先が手続きをします。  
〔保険料〕  
第二号被保険者が加入して  
いる厚生年金や共済年金など  
の制度全体で負担しています。

第一号被保険者に該当する  
人には、二十歳になる前月に、  
社会保険事務所から加入の届  
出用紙が送られてきますので、  
市民課市民年金係で加入の手  
続きをして下さい。  
《付加年金を「存しですか？」  
第一号被保険者の方が、加  
入できます。ただし、保険料  
の免除を受けている人及び国  
民年金基金の加入員は、除か  
れます。  
・付加保険料 月額四百円  
・付加年金額の計算式  
二百円×納付月数  
二年間で支払った付加保険  
料と同額が支給されるため大  
変お得です。  
問い合わせ先：市民課市民  
年金係（☎22 8155）